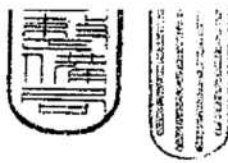


川上ダム建設事業の検証に係る検討における
利水対策案等について（意見聴取）



国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

伊賀市 水道事業管理者
職務代理者 水道部長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

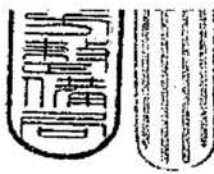
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計 画 課



国近整河環第 23 号
24 ダ事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

三重県企業庁長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 ダ事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

京都府知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

名張市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

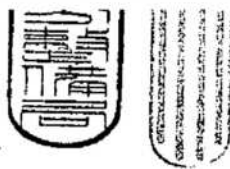
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

大阪市水道局長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

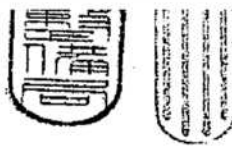
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

守口市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

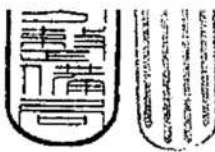
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

枚方市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

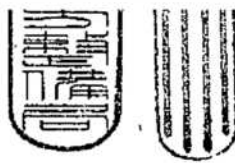
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

尼崎市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

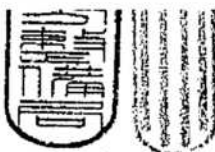
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

奈良市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局
河川部 河川環境課
独立行政法人水資源機構 関西支社
事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 ダ事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

大阪広域水道企業団 企業長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

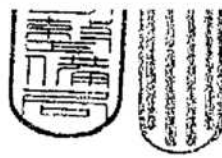
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

阪神水道企業団 企業長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

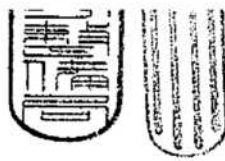
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



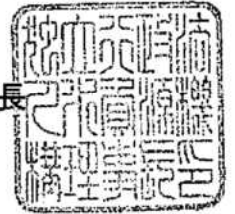
国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

関西電力(株) 取締役社長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 ダ事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

三重県知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

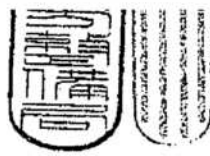
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



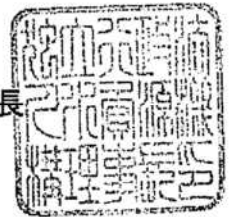
国近整河環第 23 号
 24 夕事第 92 号
 平成 24 年 12 月 25 日

名張市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証
 に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
 つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

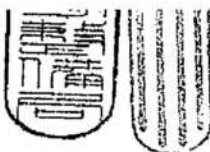
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

伊賀市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



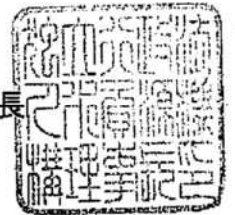
国近整河環第 23 号
24 夕事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

南山城村長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

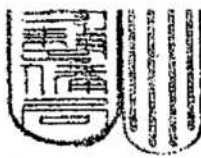
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計 画 課



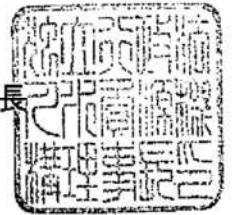
国近整河環第 23 号
24 ダ事第 92 号
平成 24 年 12 月 25 日

奈良市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成 25 年 1 月 24 日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



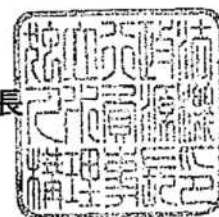
国近整河環第23号
24ダ事第92号
平成24年12月25日

山添村長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成25年1月24日(木)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課

川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

去る平成21年12月3日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、川上ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」に基づく、検討の指示を受けました。

このため、近畿地方整備局および水資源機構では、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、川上ダムが目的としている治水、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給について、様々な対策案を立案しご説明しました。これらに対して、構成員の皆様から頂いたご意見を参考に、下記にお示した新規利水対策案6案、流水の正常な機能の維持対策案4案、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案7案が抽出されたところであります。(概略評価による対策案の抽出結果については、別添資料を参照ください)

つきましては、下記の対策案に対する貴職のご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である近畿地方整備局および水資源機構が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

これまでの検証の状況につきましては、下記の近畿地方整備局ならびに水資源機構ホームページの「検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」で閲覧いただくことが可能です。

国土交通省近畿地方整備局のホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryou.html>

独立行政法人水資源機構のホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/kawakami.html>

1. 抽出した新規利水対策案

- ・対策案2 他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム)
- ・対策案3 水系間導水
- ・対策案4 ため池(かさ上げ)
- ・対策案7 ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)
+他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム+比奈知ダム)
- ・対策案9 ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)+ため池(かさ上げ)
- ・対策案11 他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム+比奈知ダム)

2. 抽出した流水の正常な機能の維持対策案

- ・対策案1 ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)
- ・対策案2 他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム)
- ・対策案3 水系間導水
- ・対策案5 他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム+比奈知ダム)

3. 抽出した既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案

- ・対策案2 ダム再開発(高山ダムかさ上げ)
- ・対策案3 水系間導水
- ・対策案4 ため池(かさ上げ)
- ・対策案6 他用途ダム容量の買い上げ(高山ダム+青蓮寺ダム+比奈知ダム)
- ・対策案7 貯砂ダム
- ・対策案8 土砂バイパストンネル
- ・対策案9 浚渫

4. 留意していただく点

頂いたご意見につきましては、「ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、公表する場合があります。あらかじめ、ご了承をお願い致します。

5. 回答期限

平成 25 年 1 月 24 日(木) までとさせていただきます。

6. 提出先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課
住所:〒540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館7階

7. 問い合わせ先

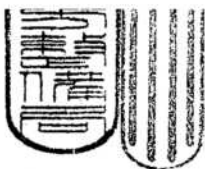
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課
建設専門官 [REDACTED]、調整係長 [REDACTED]
住所:〒540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館7階
電話:06-6942-0608(河川環境課直通)

独立行政法人水資源機構 関西支社 事業部 計画課
課長 [REDACTED]

住所:〒540-0005 大阪府中央区上町 A 番 12 号 上町セイワビル6階
電話:06-6763-5182(代表)

川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	
担当者名	
連絡先(TEL)	
ご意見 1)新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
3)既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



国近整河環第29号
24 夕事 第10号
平成25年1月25日

農林水産省 東海農政局長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した利水対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。
つきましては、平成25年2月5日(金)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課

川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(意見聴取)

去る平成21年12月3日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、川上ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」に基づく、検討の指示を受けました。

このため、近畿地方整備局および水資源機構では、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、川上ダムが目的としている治水、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給について、様々な対策案を立案しご説明しました。これらに対して、構成員の皆様から頂いたご意見を参考に、下記にお示した新規利水対策案6案、流水の正常な機能の維持対策案4案、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案7案が抽出されたところであります。(概略評価による対策案の抽出結果については、別添資料を参照ください)

つきましては、下記の対策案に対する貴職のご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である近畿地方整備局および水資源機構が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

これまでの検証の状況につきましては、下記の近畿地方整備局ならびに水資源機構ホームページの「検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」で閲覧いただくことが可能です。

国土交通省近畿地方整備局のホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryoku.html>

独立行政法人水資源機構のホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/kawakami.html>

1. 抽出した新規利水対策案

- ・対策案2 他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム)
- ・対策案3 水系間導水
- ・対策案4 ため池(かさ上げ)
- ・対策案7 ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)
+他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム+比奈知ダム)
- ・対策案9 ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)+ため池(かさ上げ)
- ・対策案11 他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム+比奈知ダム)

2. 抽出した流水の正常な機能の維持対策案

- ・対策案1 ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)
- ・対策案2 他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム)
- ・対策案3 水系間導水
- ・対策案5 他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム+比奈知ダム)

3. 抽出した既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案

- ・対策案2 ダム再開発(高山ダムかさ上げ)
- ・対策案3 水系間導水
- ・対策案4 ため池(かさ上げ)
- ・対策案6 他用途ダム容量の買い上げ(高山ダム+青蓮寺ダム+比奈知ダム)
- ・対策案7 貯砂ダム
- ・対策案8 土砂バイパストンネル
- ・対策案9 浚渫

4. 留意していただく点

頂いたご意見につきましては、「ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、公表する場合があります。あらかじめ、ご了承をお願い致します。

5. 回答期限

平成 25 年 2 月 15 日(金) までとさせていただきます。

6. 提出先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課
住所: 〒540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 7 階

7. 問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課
建設専門官 [REDACTED]、調整係長 [REDACTED]
住所: 〒540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 7 階
電話: 06-6942-0608(河川環境課直通)

独立行政法人水資源機構 関西支社 事業部 計画課
課長 [REDACTED]

住所: 〒540-0005 大阪府中央区上町 A 番 12 号 上町セイワビル 6 階
電話: 06-6763-5182(代表)

川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	
担当者名	
連絡先(TEL)	
ご意見 1)新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
3)既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

伊建公第443号
伊水総第586号
平成25年1月24日

国土交通省 近畿地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

伊賀市長 岡本 栄



伊賀市水道事業管理者
水道部長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について (回答)

平成24年12月25日付け国近整河環第23号、24ダ事第92号で依頼のあった見出しの件について、別紙のとおり報告いたします。

担当
伊賀市水道部水道総務課

Tel. [Redacted]



川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	三重県伊賀市
担当者名	■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 1)新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p>当市では独自にダム建設事業について検証を進めており、その結果についてはまともりしだい意見として提出させていただきますが、「検討の場」での検討を進めるに当たり、下記のとおり意見を提出します。</p> <p>①「検討の場」での結論を早期に出すよう進められたい。</p> <p>②このたびのパブリックコメントで新しく代替案が出された場合、現在検討中の案と同様に検討いただきたい。</p> <p>③全ての代替案に対して国の補助制度が適用されるか、また、利水者としてのランニングコストを含めてどれだけ負担しなくてはならないかを知りたい。</p> <p>④必要な水量を現在取水している木津川の取水口から確実に取水できるよう配慮されたい。</p>
2)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
3)既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

三企第05-50号

平成25年 1月22日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

三重県企業庁



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等に関する意見聴取ついて（回答）

平成24年12月25日付け国近整河環第23号で意見聴取のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

事務担当

三重県企業庁 電気事業課

電話：[REDACTED]

FAX：[REDACTED]

近畿地方整備局

河環第78号

H25年1月24日

	<p>の考え方が大きく異なるため、対策を具体化する場合には、電気事業者と十分な調整をお願いしたい。</p>
<p>2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>流水の正常な機能の回復 1 (ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)) 新規利水対策案 7, 9 の回答と同じ。</p> <p>流水の正常な機能の回復 2, 5 (他用途ダム容量の買い上げ) 新規利水対策 2, 7, 11 の回答と同じ。</p> <p>流水の正常な機能の回復 3 (水系間導水) 新規利水対策案 3 の回答と同じ。</p>
<p>3) 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>既設ダムの堆砂除去のための代替補給 3 (水系間導水) 新規利水対策案 3 の回答と同じ。</p> <p>既設ダムの堆砂除去のための代替補給 6 (他用途ダム容量の買い上げ) 新規利水対策 2, 7, 11 の回答と同じ。</p>



4 建設第 2 1 9 号
平成 2 5 年 1 月 2 2 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

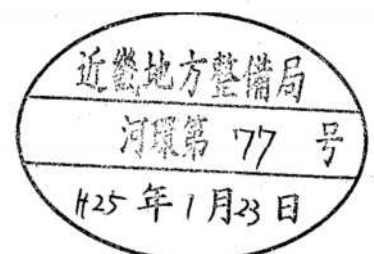
京 都 府 知 事



川上ダム建設事業の検証に係る検討における
利水対策案等について（回答）

平素は、京都府営水道事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日付け国近整河環第 2 3 号、2 4 ダ事第 9 2 号で意見聴取のことについて、別紙のとおり回答致しますので、よろしくお取り計らい願います。



川上ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

団体名	京都府
担当者名	文化環境部 建設整備課 副課長 ■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
1) 新規利水対策案 について	(新規利水 対策案7、11について) (流水の正常な機能の維持 対策案5について) (既設ダムの堆砂除去のための代替補給 対策案6について)
2) 流水の正常な機能の維持対策案について	「他用途ダム容量の買い上げ案」に係る「概算事業費」欄において、「水源取得に要する費用」の具体額が記載されておりませんが、今後のダム検証における「コスト」の評価軸では、当然にその具体額(買上価格)を明らかにしていただきたい。併せて、買上時期、管理費負担金軽減額等の買上条件も示していただきたい。 また、「ダムの活用可能な利水容量」は渇水調整方法に大きく影響されることから、「渇水調整方法の見直し」の方向性を明らかにしていただきたい。
3) 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について	なお、平成24年11月7日付けの意見照会に対して、京都府営水道として、比奈知ダム及び日吉ダムの「活用可能な利水容量」を回答しておりますが、あくまでも、買上に伴う水源費負担軽減を目的としているものであり、最終的には買上条件に基づき、京都府の水源費負担実績等も考慮の上、受水市町の意向を踏まえて活用(買上)可能水量を判断していくものであります。

名水工第 341 号
平成25年1月24日

国土交通省 近畿地方整備局長

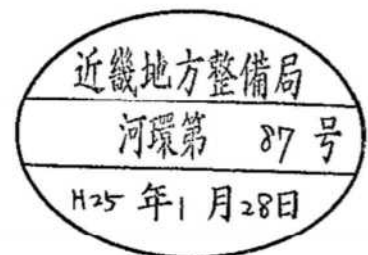
様

名張市長(水道事業) 亀井 利克



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(回答)

平成24年12月25日付国近整河環第23号で意見聴取の照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	名張市上下水道部
担当者名	水道工務室 室長 XXXXXXXXXX
連絡先(TEL)	XXXXXXXXXX
ご意見 1)新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、 ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複 数でも結構です。	2.7.11:多用途ダム容量の買い上げ 7.9:ダム再開発 名張川から木津川への導水を検討されていますが、導水路は、 φ600mmの管を埋設される予定ですが、埋設物(水道管を含む) へなるべく影響が出ないように配慮をお願いします。 また、名張市の既得水利権は、必ず確保していただきたい。
2)流水の正常な機能の維持 策案について (対策案の番号を記入の上、 ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複 数でも結構です。	1:ダム再開発 2.5:多用途ダム容量の買い上げ 比奈知ダム及び名張川から前深瀬川への導水を検討されてい ますが、取水地点は、名張市水道の取水地点の上流となってお り、水道の取水に影響が出ないように施工をしていただきたい。 また、取水施設を整備するにあたり、濁水が発生しないように配 慮をお願いします。
3)既設ダムの堆砂除去のた めの代替補給対策案につい て (対策案 の番号を記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複 数でも結構です。	

大水工計第 74 号
平成 25 年 1 月 23 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪市水道局長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について（回答）

平成 24 年 12 月 25 日付、国近整河環第 23 号にて意見照会のありました標題について、次のとおり回答いたします。

記

1. 回答内容
別紙のとおり

以上

(連絡先)

〒559-8558

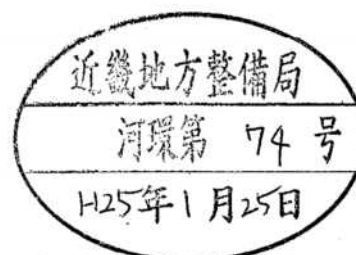
大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号
アジア太平洋トレードセンター ITM 棟 9 階
大阪市水道局工務部計画課

(担当：■■■■)

TEL: ■■■■■■

FAX: ■■■■■■

E-mail: ■■■■■■



川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	大阪市水道局
担当者名	工務部計画課 [REDACTED]
連絡先 (TEL)	[REDACTED]
ご意見 1) 新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案2、対策案7、対策案11】 別添資料-1 (p26) において、『他用途ダム容量の買い上げ』の概算事業費のうち「水源取得に要する費用」が示されていませんが、その算定には、各利水者に対して水源買い上げの具体的な条件（買い上げ額の考え方、時期など）を提示していただく必要があると考えます。そのために必要となる検討・協議については、関連利水者として協力いたします。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案2、対策案5】 別添資料-2 (p15) において、『他用途ダム容量の買い上げ』の概算事業費のうち「水源取得に要する費用」が示されていませんが、その算定には、各利水者に対して水源買い上げの具体的な条件（買い上げ額の考え方、時期など）を提示していただく必要があると考えます。そのために必要となる検討・協議については、関連利水者として協力いたします。
3) 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案2】 ダムのかさ上げに要する事業費及維持管理費について、既存の利水者に、新たな負担が生じないように検討を進めていただきたい。 【対策案6】 別添資料-3 (p18) において、『他用途ダム容量の買い上げ』の概算事業費のうち「水源取得に要する費用」が示されていませんが、その算定には、各利水者に対して水源買い上げの具体的な条件（買い上げ額の考え方、時期など）を提示していただく必要があると考えます。そのために必要となる検討・協議については、関連利水者として協力いたします。

大

守水浄第93号の2
平成25年1月23日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

守口市水道事業管理者



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等の検討について（回答）

平成24年12月25日付 国近整河環第23号で意見照会のありました標記につきまして、別添のとおり回答いたします。

担当：守口市水道局
浄水課



川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	守口市水道局
担当者名	浄水課 [REDACTED]
連絡先 (TEL)	[REDACTED]
ご意見 1)新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	川上ダム建設については、本体工事を除く付帯工事（移転・道路等）の大半は施工されています。このため、ダム工事本体に係る費用と他用途ダム容量の水源取得に要する費用等が不明であります。 また、代替補給対策案及び維持管理対策案につきましても、その維持管理費用が既水利権者に及ぶ可能性もあり、未確定要素が多いため具体的なコメントはできませんが、今回の事業対象市につきましては費用負担についての配慮も含め、適切な事業運営が実施できるよう早期の対策の確定を望むものです。
2) 琉水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
3) 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

上下水経第 413 号

平成25年1月24日

国土交通省 近畿地方整備局長
独立行政法人 水資源機構理事長 様

枚方市上下水道事業管理者



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(回答)

平成24年12月25日付け、国近整河環第23号、24ダ事第92号で意見聴取のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

別紙、意見提出様式のとおり

担当 : 枚方市上下水道局 水道部

上下水道経営課

TEL :

FAX :

E-mail:

近畿地方整備局

河環第 89 号

H25年1月30日

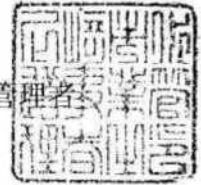
川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	枚方市上下水道局
担当者名	上下水道経営課 ■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
ご意見 1)新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案2・7・11】 対策案に対する意見はありません。
2)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案2・5】 対策案に対する意見はありません。
3)既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案2】 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。 【対策案6】 対策案に対する意見はありません。

尼水計第 319 号の 2
平成 25 年 1 月 17 日

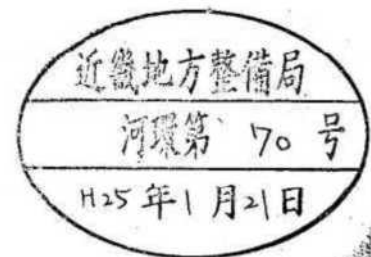
国土交通省
近畿地方整備局長 様

尼崎市水道事業管理者





川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について（回答）

平素は、本市の水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成 24 年 12 月 25 日付け国近整河環第 23 号により意見聴取のありましたことについて、別添のとおり回答いたします。



川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	尼崎市水道局
担当者名	技術部計画推進課 
連絡先 (TEL)	
ご意見 1)新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案2・7・11】 対策案に対する意見はありませんが、本市の利水容量を活用するには、水量の定量化を行う必要がありますので、平成21年3月31日策定された「淀川水系河川整備計画」に記載された「渇水調整方法の見直しに関する提案」の具体的な内容をお示してください。
2)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案2・5】 対策案に対する意見はありませんが、本市の利水容量を活用するには、水量の定量化を行う必要がありますので、平成21年3月31日策定された「淀川水系河川整備計画」に記載された「渇水調整方法の見直しに関する提案」の具体的な内容をお示してください。
3)既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案2】 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。 【対策案3】 対策案に対する意見はありませんが、本市の利水容量を活用するには、水量の定量化を行う必要がありますので、平成21年3月31日策定された「淀川水系河川整備計画」に記載された「渇水調整方法の見直しに関する提案」の具体的な内容をお示してください。

奈水第1299号の2
平成25年1月21日

国土交通省 近畿地方整備局長
[redacted] 様

奈良市水道事業管理者 [redacted]



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について(回答)

平成24年12月25日付国近整河環第23号、24ダ事第92号で意見聴取のあった
上記のことについて、別紙の通り回答いたします。

〒630-8001
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部
経営管理課経営係 [redacted]

Tel. [redacted]

E-mail [redacted]

[redacted]



川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	奈良市水道局
担当者名	業務部 経営管理課 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
ご意見 1)新規利水対策案について	<p>【対策案 7.9】「ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)」について 【対策案 11】「他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)」について</p> <p>(意見)</p> <p>①ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)を実施した場合、現在の利水者(奈良市、京都府、名張市)に、その費用負担が転嫁され負担増になることは受け入れられません。</p> <p>また、再開発時の工事による水位低下等により、現状のダム運用ができなくなる場合の補償や渇水が発生した場合の対応策が必要です。</p> <p>②他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)について、本市は現状で活用することができる水源はありませんと回答しています。</p> <p>しかし、他の利水者等が比奈知ダムの利水容量の一部を買い上げにより伊賀市利水容量とされた場合、本市に対して導水路建設等による利水への影響がないように、またダム管理費負担金の増加にならないようお願いいたします。</p>
2)流水の正常な機能の維持対策案について	<p>【対策案 1】「ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)」について 【対策案 5】「他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)」について</p> <p>(意見)</p> <p>1)新規利水対策案についての①、②と同じ意見です。</p>

<p>3)既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について</p>	<p>【対策案6】「他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)」について</p> <p>(意見)</p> <p>1)新規利水対策案についての②と同じ意見です。</p> <p>【対策案8】「土砂バイパストネル」について</p> <p>(意見)</p> <p>①布目ダムに土砂バイパストネルを建設することについては、下流に本市の布目取水口があることから、バイパストネルを本市取水口の下流まで延長して、取水に影響を与えない策が取れないと受け入れられません。</p> <p>②分派堰、貯砂ダムを建設することによって、水質の悪化が懸念され、浅層・深層曝気装置などの水質改善設備が必要となる恐れがあると考えます。</p> <p>その設置費用とランニングコストが、現在の布目ダム利水者の管理費負担金の増になることは受け入れられません。</p>
-----------------------------------	--

企企 第 1221 号
平成 25 年 1 月 24 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪広域水道企業団企業長



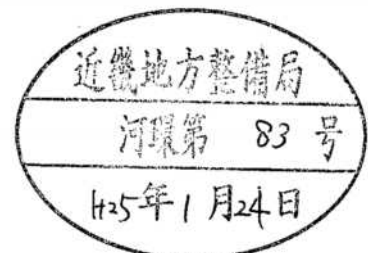
川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等
の意見聴取に対する回答について

平素から当企業団の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成 24 年 12 月 25 日付けで意見聴取のあった標記について、別紙のとおり回答いたします。

担 当

大阪広域水道企業団経営管理部企画課

TEL



川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	大阪広域水道企業団
担当者名	経営管理部企画課企画グループ ■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 1) 新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p>【対策案2、7、11】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要水源量を明確にするためには、濁水調整方法の確立が必要であることから、平成 21 年 3 月 31 日付け策定の淀川水系河川整備計画に記載された「濁水調整方法の見直しに関する提案」について早期に検討いただき、方針を明確にお示しいただきたい。 ・他用途ダム容量の買い上げについて「水源取得に要する費用」の具体的な提示が無いが、当該費用は代替案の評価に当たっての重要な判断要素であり、その提示が無ければ案の優劣の判断が出来ない。 <p>については、買い上げの具体的な条件(金額、時期など)をお示しいただくとともに、買い上げに当たっては各利水者と十分協議いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用可能水源を有することをもって、緊急かつ暫定的な取り扱いである長柄可動堰改築事業における水源の返還に着手しないこと。同水源の取り扱いについては具体的な返還理由及び返還後の用途をお示しいただくとともに、別途協議いただきたい。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p>【対策案2、5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要水源量を明確にするためには、濁水調整方法の確立が必要であることから、平成 21 年 3 月 31 日付け策定の淀川水系河川整備計画に記載された「濁水調整方法の見直しに関する提案」について早期に検討いただき、方針を明確にお示しいただきたい。 ・他用途ダム容量の買い上げについて「水源取得に要する費用」の具体的な提示が無いが、当該費用は代替案の評価に当たっての重要な判断要素であり、その提示が無ければ案の優劣の判断が出来ない。 <p>については、買い上げの具体的な条件(金額、時期など)をお示しいただくとともに、買い上げに当たっては各利水者と十分協議いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用可能水源を有することをもって、緊急かつ暫定的な取り扱いである長柄可動堰改築事業における水源の返還に着手しないこと。同水源の取り扱いについては具体的な返還理由及び返還後の用途をお示しいただくとともに、別途協議いただきたい。

3)既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について
(対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。)
※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。

【対策案2】

・ダムのかさ上げにより増加する維持管理費を、既存の利水者に負担させないこと。

【対策案6】

・必要水源量を明確にするためには、湧水調整方法の確立が必要であることから、平成21年3月31日付け策定の淀川水系河川整備計画に記載された「湧水調整方法の見直しに関する提案」について早期に検討いただき、方針を明確にお示しいただきたい。

・他用途ダム容量の買い上げについて「水源取得に要する費用」の具体的な提示が無いが、当該費用は代替案の評価に当たっての重要な判断要素であり、その提示が無ければ案の優劣の判断が出来ない。

については、買い上げの具体的な条件(金額、時期など)をお示しいただくとともに、買い上げに当たっては各利水者と十分協議いただきたい。

・活用可能水源を有することをもって、緊急かつ暫定的な取り扱いである長柄可動堰改築事業における水源の返還に着手しないこと。同水源の取り扱いについては具体的な返還理由及び返還後の用途をお示しいただくとともに、別途協議いただきたい。



阪水発第 687 号～2
平成 25 年 1 月 23 日

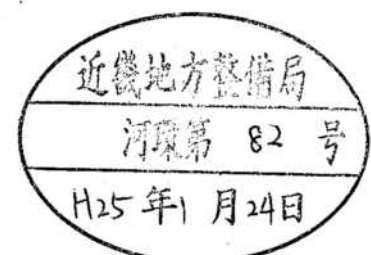
国土交通省 近畿地方整備局長 様

阪神水道企業団
企業長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について (回答)

平素から当企業団の事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成 24 年 12 月 25 日付け国近整河環第 23 号及び 24 ダ事第 92 号により意見聴取のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	阪神水道企業団
担当者名	総務部 主査 ■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
ご意見 1) 新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案2、7、11】 ・他用途ダム容量の買い上げについて、これにより既存利水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いします。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案2、5】 ・他用途ダム容量の買い上げについて、これにより既存利水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いします。
3) 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案2、7、8】 ・既設ダムのかさ上げや貯砂ダムの建設等について、これにより既存利水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いします。 【対策案6】 ・他用途ダム容量の買い上げについて、これにより既存利水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いします。
追加) その他	・それぞれの案を実施する場合は、水量・水質等取水に影響の無いようお願いします。 ・淀川の引堤や堤防のかさ上げについて、これにより取水施設の移設やそれに伴う代替工作物等の必要が生じた場合は、十分な協議をお願いします。 ・他用途ダム容量の買い上げについて、水源取得に要する費用が示されていないが、淀川水系河川整備計画（平成21年3月31日）に記載された湧水調整方法の見直しに関する提案の早期実現と併せ、買い上げに係る積算方法等の基本的な考え方を明確に示した上で評価すべきであると考えます。

関土建発第 16 号
平成 25 年 1 月 22 日

国土交通省 近畿地方整備局長 殿

関西電力株式会社
代表取締役



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について (回答)

平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成 24 年 12 月 25 日付 国近整河環第 23 号「川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について (意見聴取)」につきまして、添付のとおり回答いたします。

【添付】

川上ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

以 上



川上ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

団体名	関西電力株式会社
担当者名	土木建築室 土木グループ [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
1) 新規利水対策案について	特になし
2) 流水の正常な機能の維持対策案について	特になし
3) 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について 対策案2(高山ダムかさ上げ) 対策案6(高山ダム容量買い上げ) 対策案8(土砂バイパストンネル)	<p>〈共通意見〉</p> <p>対策案にあげられている高山ダムは、弊社の高山水力発電所の取水ダムであります。</p> <p>一般的に水力発電所は、純国産のCO₂を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしており、高山発電所もその一役を担っているものであります。</p> <p>また、東日本大震災以降、弊社供給エリア管内におきましても、電力の需給バランスが非常に厳しい状況が続いており、お客さまには一昨年の夏から三度にわたり節電のお願いをしている状況であります。</p> <p>このような状況からも川上ダムの対策案については、貴重な既設水力発電所の運用に与える影響についても十分ご配慮頂き、検討していただきたいと考えます。</p> <p>なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が懸念される対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。</p> <p>〈個別の対策案に対する意見〉</p> <p>①対策案2について</p> <p>ダムのかさ上げによる対策案においては、ダム水位の上昇等による弊社発電設備への影響や工事中における高山発電所の発電力(量)の減少などが懸念されることから、本対策案を推進される場合においては、それらの対応を含め検討されることが必要と考えます。</p>

②対策案6について

ダム容量の買い上げによる対策案においては、買い上げ後のダム運用によっては、弊社高山発電所における発電力(量)の減少などが懸念されることから、本対策案を推進される場合においては、それらの対応を含め検討されることが必要と考えます。

③対策案8について

土砂バイパストンネルによる対策案においては、工事中や完成後の土砂バイパス運用時などにおける弊社高山発電所の発電力(量)の減少が懸念されることから、本対策案を推進される場合においては、それらの対応を含め検討されることが必要と考えます。

以 上

農林水 第 13 -673 号
平成 25 年 1 月 21 日

国土交通省 近畿地方整備局長 XXXXXXXXXX 様

三重県知事



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について
(回答)

平成 24 年 12 月 25 日付 国近整河環第 23 号で照会のあった標記の件
について、別添意見提出様式のとおり回答いたします

事務担当：農林水産部
農業基盤整備課
水利防災 G XXXXXXXXXX
TEL XXXXXXXXXX
FAX XXXXXXXXXX



川上ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	三重県 農林水産部
担当者名	農業基盤整備課 水利防災グループ ■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■■■■■■
ご意見 1)新規利水対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案 4 ため池 について ため池に関しては、県所有または管理しているため池はひとつも存在せず、所有者または管理者は市町や地元水利組合であるため、事業実施にあたり、これら関係者の意見徴収を行ない合意形成がなされた後で事業実施する必要があると思われる。 また対策案を実施するにあたり、耐震化・老朽化対策にも十分配慮すべきであると考えます。 工事計画をする際の課題として、新規築堤盛土の確保が困難であると考えられる為、十分な調査調整が必要と思われる。
2)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
3)既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案 4 ため池 について ため池に関しては、県所有または管理しているため池はひとつも存在せず、所有者または管理者は市町や地元水利組合であるため、事業実施にあたり、これら関係者の意見徴収を行ない合意形成がなされた後で事業実施する必要があると思われる。 また対策案を実施するにあたり、耐震化・老朽化対策にも十分配慮すべきであると考えます。 工事計画をする際の課題として、新規築堤盛土の確保が困難であると考えられる為、十分な調査調整が必要と思われる。

名都整第78号
平成25年1月24日

国土交通省 近畿地方整備局長 [REDACTED] 様

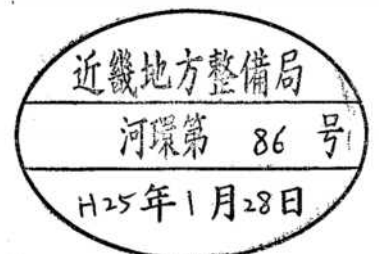
独立行政法人 水資源機構理事長 [REDACTED] 様

三重県名張市長 亀井利克



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について（回答）

平成24年12月25日付、国近整河環第23号24ダ事第92号で照会のありました標記の件について、意見聴取の依頼がありましたが、特に意見はない旨、回答させていただきます。



5南総第448号
平成25年1月8日

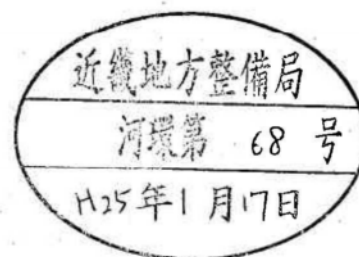
国土交通省 近畿地方整備局長 様

南山城村長 手 仲 圓



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について（意見）

平成24年12月25日付け、国近整河環第23号で照会のありました上記の件について、別添のとおり回答します。





奈建下河 5 号

平成25年 1月31日

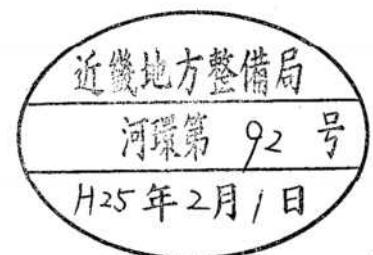
国土交通省 近畿地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

奈良市長 仲川



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について（回答）

平成24年12月25日付け国近整河環第23号、24ダ事第92号で照会のあった
標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



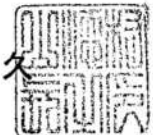


山添地域第313号の2
平成25年 1月 8日

国土交通省 近畿整備局長 様

奈良県山辺郡山添村

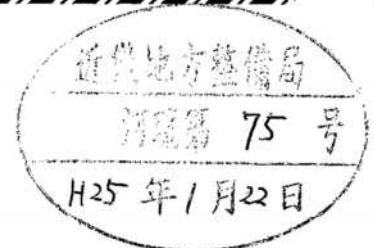
山添村長 窪田 剛 久



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について
(意見報告)

平成24年12月25日付け、国近整河環第23号並びに24夕事第92号で意見聴取のありました、標記のことについて別紙のとおり報告します。

問い合わせ	
山添村役場 地域振興課	
[Redacted]	
TEL	[Redacted]
FAX	[Redacted]
mail	[Redacted]



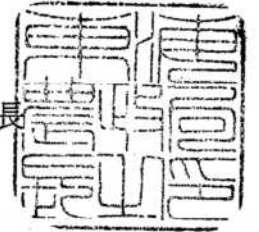
川上ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

団 体 名	山 添 村
担 当 者 名	地域振興課 [REDACTED]
連 絡 先 (TEL)	[REDACTED]
意見 1) 新規利水対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策案4・案7・案9にかかる青蓮寺ダム・比奈知ダムの嵩上げによる新規利水対策については、下流域として貯水量の増加に伴う出水時放流量の増加、或いはダム堰堤の耐震強度等懸念されますので嵩上げについては、同意し難いと考えております。 ・ その他の対策案についても、数百億円の経費が計上されていることから、当初目的の川上ダム建設継続に向けて進むのが妥当と思慮します。
2) 流水の正常な機能の維持対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策案1にかかる青蓮寺ダム・比奈知ダムの嵩上げによる対策については、新規利水対策と同じく、下流域として貯水量の増加に伴う出水時放流量の増加、或いはダム堰堤の耐震強度等懸念されますので嵩上げについては、同意し難いと考えております。 ・ その他の対策案についても、数百億円の経費が計上されていることから、当初目的の川上ダム建設継続に向けて進むのが妥当と思慮します。
3) 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策案2の高山ダムの嵩上げについては、その影響での水域の変更による水没地域の拡大が予想され、その影響が判明しかねる。対策案7の貯砂ダムについても副ダムによる貯水域の変化が予想されることから、同意し難い。 ・ その他の対策案についても、数百億円の経費が計上されていることから、当初目的の川上ダム建設継続に向けて進むのが妥当と思慮します。

24海計第300号
平成25年 2月 5日

近畿地方整備局長 殿

東海農政局長



川上ダム建設事業の検証に係る検討における利水対策案等について（回答）

平成25年1月25日付け国近整河環第29号で照会のあった標記の件について
別添のとおり意見を提出します。

問い合わせ先

東海農政局

農村計画部 農村振興課

水利計画官

水利調整係長

〒460-8516

名古屋市中区三の丸1-2-2

TEL :

FAX :

近畿地方整備局

河環第99号

H25年2月7日

川上ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

団体名	東海農政局
担当者名	農村計画部 農村振興課 水利計画官 ■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
意見	
1) 新規利水対策案について	対策案 2, 7, 11 の「他用途ダム容量の買い上げ (青蓮寺ダム)」について 青蓮寺ダムの特定かんがい利水容量を前提とした調整が図られるのであれば異存はない。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について	対策案 2, 5 の「他用途ダム容量の買い上げ (青蓮寺ダム)」について 1) 新規利水対策案についてと同じ
3) 既得ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について	対策案 6 の「他用途ダム容量の買い上げ (青蓮寺ダム)」について 1) 新規利水対策案についてと同じ